

# Safety & Tomorrow 226



## 新着情報

- 危険物施設の実態に応じた保安距離・保有空地の算出に係る技術援助について  
[https://khk-syoubou.or.jp/pkobo\\_news/upload/330-0link\\_file.pdf](https://khk-syoubou.or.jp/pkobo_news/upload/330-0link_file.pdf)
- ★職員の募集を行っております★（業務部・土木審査部・タンク審査部）  
<https://khk-syoubou.or.jp/company/recruit.html>
- 地下貯蔵タンク及びタンク室等の構造・設備に係る評価実績一覧表（令和8年3月31日現在）を掲載しました。  
[https://khk-syoubou.or.jp/pkobo\\_news/upload/328-0link\\_file.pdf](https://khk-syoubou.or.jp/pkobo_news/upload/328-0link_file.pdf)
- 危険物施設における非危険場所等の評価業務の開始について（令和8年4月1日施行）  
[https://khk-syoubou.or.jp/pkobo\\_news/upload/327-0link\\_file.pdf](https://khk-syoubou.or.jp/pkobo_news/upload/327-0link_file.pdf)
- 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所における条件付自動制御装置を使用する監視システムの試験確認業務の開始について（令和8年4月1日施行）  
[https://khk-syoubou.or.jp/pkobo\\_news/upload/326-0link\\_file.pdf](https://khk-syoubou.or.jp/pkobo_news/upload/326-0link_file.pdf)



**危険物保安技術協会**  
Hazardous Materials Safety Techniques Association





巻頭言

環境の変化と消防の対応 \_\_\_\_\_ 1  
東京理科大学 国際火災科学専攻 細川 直史



★業務紹介★

●危険物施設における非危険場所等の評価業務 \_\_\_\_\_ 2  
企画部  
●セルフ給油取扱所における条件付自動制御システムの試験確認業務の開始 \_\_\_\_\_ 4  
業務部



業務報告

●第35回危険物事故事例セミナー \_\_\_\_\_ 7  
事故防止調査研修センター  
●コーティング上からタンク底部の板厚を測定する測定者に対する講習会 \_\_\_\_\_ 8  
～再講習会のeラーニング学習システム導入について～  
事故防止調査研修センター



最近の行政の動き

●「令和8年度石油コンビナート等における自衛防災組織の \_\_\_\_\_ 10  
技能コンテスト」の実施紹介  
消防庁特殊災害室



最近の行政の動き

通知・通達等

●製造所又は一般取扱所において電気機械器具等を使用する場合の \_\_\_\_\_ 12  
運用について」の一部改正について  
(令和8年3月26日、消防危第59号消防庁危険物保安室長通知)  
●危険物規制事務に関する執務資料の送付について \_\_\_\_\_  
(令和8年3月27日、消防危第61号消防庁危険物保安室長通知)  
●危険物等に係る事故防止対策の推進について \_\_\_\_\_  
(令和8年3月30日、消防危第55号消防庁危険物保安室長通知)  
●危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令等の公布について \_\_\_\_\_  
(令和8年4月3日、消防危第56号消防庁次長通知)  
●危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令等の運用について \_\_\_\_\_  
(令和8年4月3日、消防危第63号消防庁危険物保安室長通知)  
●危険物の規制に関する規則の一部改正に伴う航空機給油取扱所の運用について \_\_\_\_\_ 13  
(令和8年4月3日、消防危第65号消防庁危険物保安室長通知)  
●中東情勢を踏まえた危険物施設における手続の迅速化について \_\_\_\_\_  
(令和8年4月8日、消防危第73号消防庁危険物保安室長通知)



KHKからの  
お知らせ

●危険物保安技術協会 技術職員の募集について \_\_\_\_\_ 14  
総務部  
●実務研修生に関するご案内 \_\_\_\_\_ 18  
総務部  
●委託調査研究・共同研究について \_\_\_\_\_ 19  
企画部  
●危険物関係講演会等への講師派遣について \_\_\_\_\_ 21  
企画部  
●全国の消防本部の皆さまへ危険物安全週間中の取組みについて記事募集のお知らせ \_\_\_\_\_ 22  
企画部  
●リチウムイオン蓄電池用耐火性収納箱等の試験確認業務 \_\_\_\_\_ 24  
業務部  
●地下タンク及びタンク室等の構造・設備に係る評価業務 \_\_\_\_\_ 26  
土木審査部  
●「保安・防災対策に関する研修」のご案内～防災要員向け出前研修の開催～ \_\_\_\_\_ 28  
事故防止調査研修センター  
●石油コンビナート初任者向け危険物基礎研修(eラーニング)のご案内 \_\_\_\_\_ 30  
事故防止調査研修センター  
●危険物事故事例情報システムご利用のお知らせ \_\_\_\_\_ 31  
事故防止調査研修センター  
●令和8年度 講習会・セミナー等の開催予定のご案内 \_\_\_\_\_ 32  
事故防止調査研修センター  
●機関誌「Safety&Tomorrow」の発行月が変わりました \_\_\_\_\_ 35  
企画部



めざせ自主保安の達人

第77回 AIくん、修行中! \_\_\_\_\_ 36



## 巻頭言

## 環境の変化と消防の対応

東京理科大学 国際火災科学専攻  
細川 直史



2025年は、大船渡市で3600ヘクタールが延焼する大規模な林野火災が発生し、岡山市や今治市でも大きな林野火災が相次いで発生しました。また、韓国や米国のカリフォルニア州など、海外でも大規模な林野火災が発生しています。近年、集中豪雨や長期の乾燥など気象現象の極端化が統計的にも明らかになってきており、これらの火災には、このような地球規模の気候変動が影響していると考えられています。

2025年11月に大分市佐賀関で発生した大規模火災では、地域に空き家が多く火災の覚知に時間がかかったことや、管理不足の老朽化した空き家の外壁や屋根が傷んで防火性能が低くなるという課題が顕在化しました。もともと火災延焼危険度が高い木造密集地域において、人口減少や住宅の老朽化が、この地域の火災リスクをさらに高くしたと考えられます。同様の課題を抱えた木造密集地域は全国にも多くあることから、この火災を受けて開催された消防庁と国土交通省による消防防災対策のあり方検討会では、火災予防と消防力の充実強化に加え、空き家対策をはじめとしたまちづくりを関係機関が連携して進めるといった防火安全対策が提言されました。

一方、2025年1月に八潮市で発生した大規模道路陥没は、下水管の腐食が原因となり、前例がない規模での陥没事故となりました。社会インフラの老朽化が徐々に進んでリスクが増大し、あるきっかけによって大きな災害に至ったという点は、大分市の延焼火災とも共通する部分があります。日頃からの施設の点検や安全対策はとても重要であり、そのことを通して、我々の周りの災害リスクが潜在的に増していないかを注意深く確認する必要があります。加えて、これまでのリスク評価手法が適切かどうかを検証してみることも重要です。

近年、危険物行政を取り巻く環境においても、危険物施設の老朽化や事故件数の増加などの課題が指摘されています。しかし、これまで消防関係機関は、環境問題に起因するハロン規制をはじめとして、困難な課題にも連携して対応してきた実績があります。国民生活や経済活動を支える石油の貯蔵と安定供給は、国家の経済安全保障にも直結する重要な分野です。そのための危険物施設の保安技術については、過去から現在まで培った知見や技術の次世代への伝承と維持、さらに、新たな技術開発とそのための人材育成が不可欠です。社会や地球規模の環境変化に対応するために、消防関係機関をはじめとした産官学の関係機関との連携が今後もますます重要となっています。



★ 業務紹介 ★

# 危険物施設における非危険場所等の評価業務

企画部

## ◆背景

昨今、各分野において技術革新やデジタル化が急速に進展し、危険物施設においても安全性、効率性を求める新技術の導入により予防保安を行うなど、スマート保安の実現が期待されています。

上記を踏まえ、総務省消防庁において「令和7年度 危険物施設におけるスマート保安等に係る調査検討報告書」がとりまとめられ、『「製造所又は一般取扱所において電気機械器具等を使用する場合の運用について」の一部改正について（令和8年3月26日付け消防危第59号通知）』（令和7年6月30日付け消防危第140号通知の一部改正。以下「140号通知」という。）が発出されました。

140号通知では、製造所及び一般取扱所（屋内外を問わない）のうち、可燃性蒸気等の濃度が25%LEL（LEL：爆発下限界）未満であると認められる場所（以下「非危険場所」という。）について、適切なリスク評価を実施の上、一定の安全管理を遵守することにより、非防爆構造の電気機械器具等が使用できるとされました。

## ◆当協会の評価業務

当協会では、これまで前述の140号通知による評価と「プラント内における危険区域の精緻な設定方法に関するガイドライン」（平成31年4月24日付け消防危第84号通知。以下「ガイドライン」という。）による評価の2つの評価業務を実施してまいりましたが、今般、これらの評価業務を1つにパッケージ化し、併せてこれらの評価対象に該当しない可燃性蒸気等に関する課題や相談について、当協会の技術的知見に基づく個別評価（技術援助）での対応も含めた「危険物施設における非危険場所等の評価業務」として実施することとなりました。

これにより、事業者の皆さまが抱えるより多くのニーズに対して、臨機応変に対応することが可能となります。

	消防危第140号通知 (屋外)	消防危第140号通知 (屋内)	精緻なガイドライン (屋外)	左記に該当しない 個別評価
評価方法の概要	ガス検知器により可燃性蒸気濃度を測定し、25%LEL未満となる場所を判定	同左 ※換気条件を考慮	物性値、プロセス圧力、開口面積、換気速度等から計算により危険距離を判定	要相談
対象施設	製造所 一般取扱所	同左	全て	全て
対象放出源	全て	同左	第2等級	全て
使用可能となる非防爆機器※	携帯式・移動式	同左	全て	要相談
付加要件	ガス検知器の携行 予防規程（自主行動計画）	ガス検知器の携行 予防規程（自主行動計画） 換気の維持管理	予防規程（自主行動計画） 換気の維持管理（屋内） ※必要に応じてインターロック	要相談
参考価格	1,000㎡以下～300万円 1,000㎡を超え2,000㎡以下～500万円 2,000㎡超～700万円	1,000㎡以下～400万円 1,000㎡を超え2,000㎡以下～600万円 2,000㎡超～800万円	放出源、蒸発プールの個数 50個以下～250万 以後、50個追加につき～50万 （※類型化できるものは1の放出源、蒸発プールとして算定する）	要相談

※携帯式：人が携帯するもの（スマートフォン、タブレット等）  
 移動式：人が携帯しないもので、定置式ではないもの（ドローン、自立型ロボット等）  
 定置式：人が携帯しないもので、定置で使用するもの（固定の有無は問わない）（Wi-Fiルーター、照明器具等）

図1 「危険物施設における非危険場所等の評価業務」の概要

危険物施設における非危険場所等を適切に設定し、当該危険物施設内の安全レベルを低下させることなく合理的かつ効果的にスマート保安を進めることで、危険物施設における予期せぬインシデントやヒューマンエラーを防ぐ取り組みがより一層強化され、業界全体の保安力向上へ結びつきます。危険物施設の事業者の皆さま、消防機関でこれらの業務に従事する皆さまは是非、本評価業務の活用をご検討ください。

なお、当該評価業務の業務規程、申請様式及び申請に係る手引き等については、以下のリンク先をご確認ください。

- [危険物施設における非危険場所等の評価に関する業務規程](#)
- [危険物施設における非危険場所等の評価に関する業務 概要説明資料](#)
- [140号通知を用いた危険区域の設定等に係る評価の手引き](#)
- [ガイドラインを用いた危険区域の設定等に係る評価の手引き](#)
- [申請様式](#)

#### 【お問い合わせ先】

危険物保安技術協会 企画部

電話 03-3436-2356

E-mail [kikaku@khk-syoubou.or.jp](mailto:kikaku@khk-syoubou.or.jp)



## ★ 業務紹介 ★

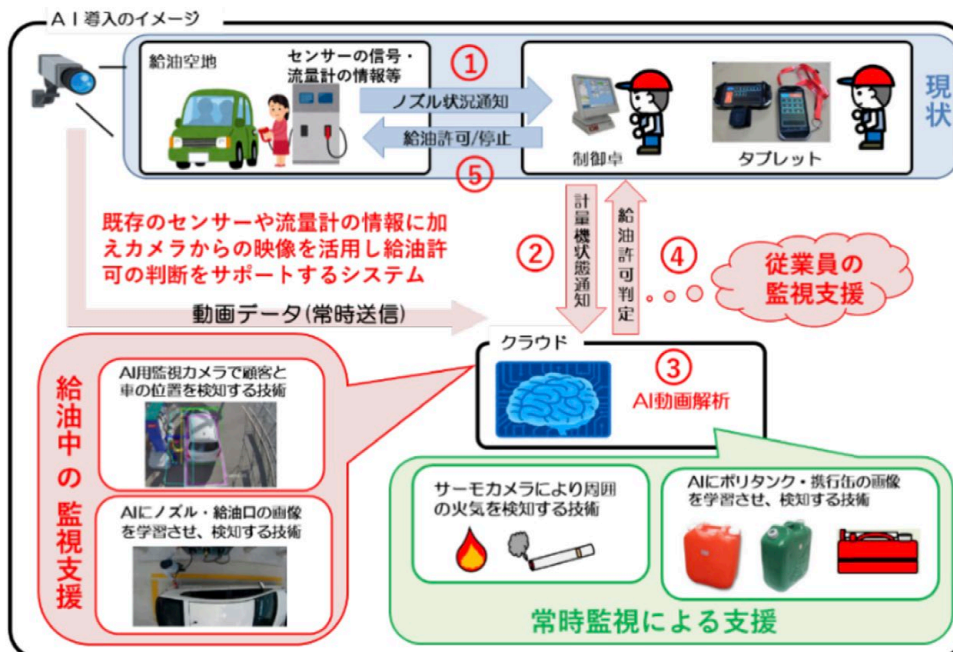
# セルフ給油取扱所における条件付自動制御システムの試験確認業務の開始

業務部

### 経過(令和5～6年度)

令和5年度に総務省消防庁において、「[危険物施設におけるスマート保安等に係る調査検討報告書\(令和6年3月\)](#)」がとりまとめられ、「[顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所における条件付自動型 AI システムの導入に向けた実証実験の実施について\(令和6年3月29日消防危第75号通知\)](#)」という。)が発出されました。

当協会では、75号通知に示された実証実験に用いる条件付自動型AIシステム(以下「AIシステム実証機」という。)に求められる仕様及び機能等が備わっていることを確認するための試験確認業務を、令和6年7月31日に開始しました。



引用:危険物施設におけるスマート保安等に係る調査検討報告書(消防庁:令和4年度中間報告)より

### AIシステム実証機による実証結果の検証(令和6年度)

令和6年度の総務省消防庁主催の「危険物施設におけるスマート保安等に係る調査検討会」では、試験確認の認証を受けたAIシステム実証機による実証結果を検証し、[報告書](#)が令和7年3月にとりまとめられました。

#### 【実証実験の結果】

- ・ AIシステム実証機により、顧客の給油作業等の監視・制御を行うこととした場合に、顧客の給油作業等に係る安全を確保できる運用体制が可能であることが検証された。
- ・ AIシステムで対応すべき追加のリスク要因が示された。(給油口からノズルを外した後に誤ってノズルを握った場合には緊急停止等)

## 条件付自動制御システムの試験確認の開始(令和8年度)

総務省消防庁において、令和6年度の報告書(令和7年3月)に基づき、令和8年2月27日に、「危険物の規制に関する規則」(以下「危規則」という。)及び「危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示」(以下「危告示」という。))の一部を改正する省令等が公布され、その運用通知として、「[危険物の規制に関する規則の一部改正に伴う顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所における条件付自動制御装置の使用に係る運用について\(令和8年2月27日消防危第37号通知\)](#)」(以下「37号通知」という。)が発出されました。

当協会では、当該危規則、危告示及び37号通知に示された条件付自動制御装置を使用した監視システム(以下「条件付自動制御システム」という。)に求められる仕様及び機能等が備わっていることを確認するとともに、条件付自動制御システムの運用及び管理体制等が適切に構築されていることを確認するための試験確認業務を、**令和8年4月1日**に開始しました。なお、業務規程及び試験確認基準等は、次のリンク先をご確認ください。

- [顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所における条件付自動制御装置を使用する監視システムの試験確認に係る業務規程](#)
- [顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所における条件付自動制御装置を使用する監視システムの試験確認基準](#)
- [申請書様式](#)  
(別紙第2～4「条件付自動制御システムの評価観点チェックリスト」等)

## 条件付自動制御システムの試験確認の概要

### 1 条件付自動制御システムの構成機器と試験確認の対象範囲

条件付自動制御システムの構成機器は図1のとおりで、試験確認の対象範囲は④～⑩の機器です。

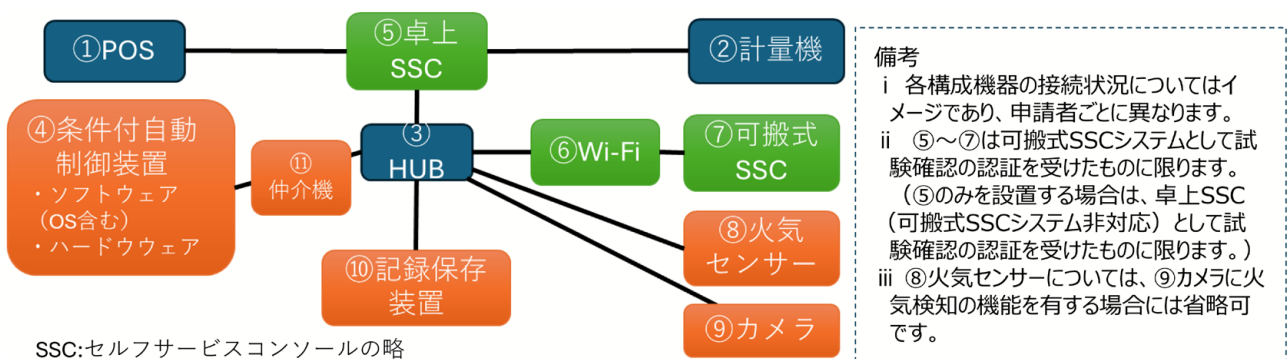


図1 条件付自動制御システムの構成機器

### 2 試験確認の流れ

試験確認の流れは図2のとおりです。

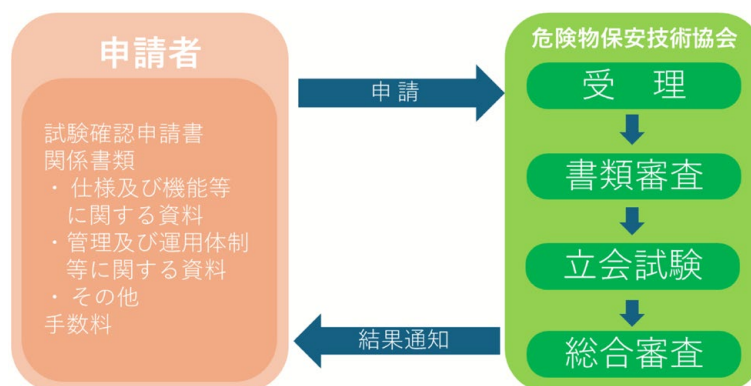


図2 試験確認の流れ

### 3 変更手続き

条件付き自動制御システムの仕様及び機能等を変更する場合には、変更内容に応じて重変更、軽変更又は軽微な変更の手続きが必要で、必要に応じて立会いで確認します。

### 4 定期調査

認証した型式ごとに1年に1回定期調査を実施し、条件付自動制御システムの仕様及び機能等を立会いで確認するとともに、管理及び運用体制等に問題がないことを各種記録で確認します。

### 5 試験確認証明書の交付

条件付自動制御システムを導入するセルフ給油取扱所には「試験確認証明書」を交付します。

#### 【お問い合わせ先】

危険物保安技術協会 業務部

電話 03-3436-2353

E-mail [gyoumu@khk-syoubou.or.jp](mailto:gyoumu@khk-syoubou.or.jp)

## 第35回危険物事故事例セミナー

### 事故防止調査研修センター

当協会主催の「第35回危険物事故事例セミナー」は、令和8年2月20日に東京会場にて、令和8年2月27日に大阪会場にて、それぞれ開催し、危険物行政に携わる消防職員や日頃、危険物の取扱い等の業務に携わっている事業所の方など、184名の方々にご参加いただきました。

今回のセミナーでは次の4題について、ご講演いただきました。

- 1) 堺市消防局 予防部 危険物保安課 保安係長 大野山翔二様から「同一事業所において短期間で硫黄の漏えいが3件発生した事案」と題してご紹介いただきました。この事案では、硫黄の海上出荷配管に付帯するスチーム配管から硫黄が約188kg漏えいする事故が発生、その6日後、当該事故に伴う検査中に硫黄の陸上出荷施設のバルブから硫黄が4,700kg漏えいする2件目の事故が発生し、さらにその約2週間後、硫黄タンクの吐出側のラインから硫黄が約1,900kg漏えいする3件目の事故が発生しました。これらの3件の事故は相互に関連しており、直接的な原因が引き起こされた背後に潜む間接的な原因も究明するため、事故原因の調査・解析を行った事例でした。
- 2) 名古屋市消防局 予防部 規制課 危険物担当主任 細井大誠様から「給油取扱所におけるコンタミ事故について」と題して、市内の給油取扱所において、灯油タンクにガソリンが混油した事例について消防本部の対応内容等を含めて、ご紹介いただきました。
- 3) 川崎市消防局 予防部 保安課 検査担当係長 難波真生様から「蒸留塔本体外面に設けられた保温材からの火災事故」と題して、危険物製造所で可塑剤を製造中、工程分析により品質異常を確認したことから、原因確認のため製造工程中の設備を一時停止していたところ、蒸留塔本体外面に設けられた保温材から出火した事例についてご紹介いただきました。
- 4) 危険物保安技術協会 事故防止調査研修センター 事故原因調査課長 塚目孝裕から「リチウムイオン電池の発火原因と火災事故事例」と題して、リチウムイオン電池が関係した火災事例の紹介と、発火の原因について解説させていただきました。

当協会では、これからも危険物の保安対策の推進に役立つセミナーを企画してまいりますので、引き続きご支援、ご協力くださいますようお願いいたします。



(左：東京会場、右：大阪会場)



# コーティング上からタンク底部の板厚を測定する 測定者に対する講習会 ～再講習会のeラーニング学習システム導入について～

事故防止調査研修センター

## 1 はじめに

当協会では、コーティングの無い状態で測定した結果と同等の精度で、コーティング上からタンク底部板厚測定を行う際に必要となる知識及び技能等を習得するために標題の講習会(以下「初回講習会」という。)を昭和63年度より開催しています。

また、初回講習会を受講した方等を対象として、コーティング上からのタンク底部板厚測定の知識等の再確認や新たな情報提供等を目的とした講習会(以下「再講習会」という。)を平成21年度から開催しており、これまで多くの方に受講していただいています。

これらの講習会はこれまで対面型による開催をしてきましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて近年、場所や時間の制約がなく受講可能なオンライン研修に対するニーズが高まっており、受講者等の方々からもこれらの講習会についてeラーニング化を要望する声が聞かれるようになりました。このようなことから、令和8年度より再講習会についてeラーニング学習システムを導入することとなりましたので、その概要をお知らせします。

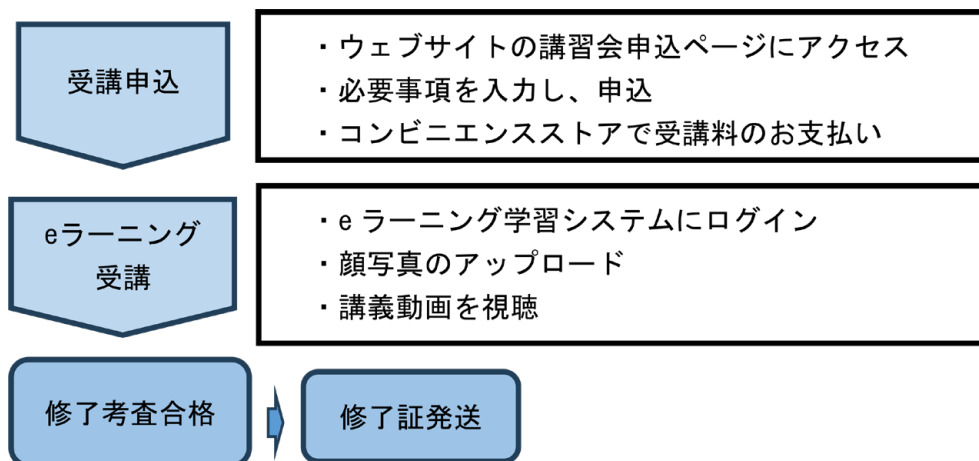
## 2 受講の流れ

eラーニング学習システム受講の流れは次の図に示すとおり、これまでと同様に当協会ウェブサイトのセミナー・講習会 (<http://www.khk-syoubou.or.jp/seminar/index.html>) にアクセスしていただき、講習会申込フォームに必要事項を入力することから始まります。その後、受講料のお支払い等を経て、受講申込が完了します。

受講料のお支払いは当協会機関誌(Safety&Tomorrow)225号でお知らせをしましたコンビニエンスストア決済のみとなります(詳しくは[当協会機関誌225号](#)を参照願います。)。受講申込の完了後、eラーニング学習システムにログインしていただくと受講開始となり、顔写真のアップロード後に講義用の動画が視聴できるようになります。

テキスト等は受講生の方にPDFファイルをダウンロードしていただきますので、当協会から冊子テキスト等の郵送はありません。

全ての講義動画を視聴後、修了考査に合格するとeラーニングの受講修了となり、修了証を当協会から発送します。



### 3 顔認証システムの導入

現在当協会では採用しているeラーニング学習システムにおける受講者確認は、ログインID、パスワードでの対応となり、なりすましによる不正受講等を防止する対策が不十分な状況となっていたことから、再講習会では厳格な受講管理が可能な顔認証システムを導入します。

予め登録していた顔写真と、講義の受講時に撮影した顔写真を照合して顔認証します。PCのWebカメラやスマートフォンのカメラが利用できるため、簡単に顔認証を利用できます。カメラ機能がないパソコンをお持ちの方は、カメラ機能が内蔵されているパソコン等か、外付けカメラを準備して受講していただく必要がありますのでご注意願います。顔認証システムについて詳しくは[当協会機関誌225号](#)を参照願います。

### 4 開催方法などについて

令和8年度より再講習会についてはeラーニング学習システムを導入することから、対面による再講習会の開催は行わない予定です。なお、初回講習会については、これまでどおり対面による開催を予定していますが、再講習会の対面開催中止にともない令和8年度より初回講習会の大阪会場での開催は中止とし、東京会場のみで2回開催する予定ですのでご注意願います。

初回講習の開催時期、再講習会のeラーニング講習開始時期などの詳細については、今後、当協会ウェブサイトなどに掲載しますので、多くの方の申し込みをお待ちしております。

また、受講生の方々に便利な講習会等を受講していただくために初回講習会についても今後、実習部分以外の講義についてはeラーニング学習システムを導入予定です。

最近の行政の動き



# 「令和8年度石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト」の実施紹介

消防庁特殊災害室

## 1 はじめに

石油コンビナートで発生する事故は、危険物の漏えいや大規模な爆発を伴う火災など、甚大な被害に拡大するおそれがあることから、石油コンビナート等特別防災区域の特定事業所には、防災要員及び消防車両等を備えた自衛防災組織や共同防災組織(以下「自衛防災組織等」という。)の設置が義務づけられています。

自衛防災組織等は特定事業所の防災体制の確立に重要な役割を担っていることから、消防庁では、石油コンビナート等特別防災区域の特定事業所における防災要員の技能及び士気の向上を図り、防災体制の充実強化を目的とした「石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト」(以下「コンテスト」という。)を平成26年度から実施しています。

これまで出場経験のない自衛防災組織等についても防災技能の向上のために積極的な参加をよろしくお願いいたします。

## 2 コンテストの概要

### (1) 競技の概要

特定事業所内の石油タンクで火災が発生したという想定で、自衛防災組織等が保有する消防車両を活用して消火活動を行い、その活動の安全性、確実性、迅速性などを評価することとしています。



【参考】昨年度出場組織募集ポスター

### (2) 出場資格

全国の特定事業所に設置されている自衛防災組織等のうち、「大型化学高所放水車 及び泡原液搬送車」又は「高所放水車(大型化学高所放水車、大型高所放水車又は普通高所放水車をいう。)&#123;及び化学消防車(大型化学消防車又は甲種普通化学消防車をいう。)&#123;を保有する自衛防災組織等を対象としており、出場する条件として、管轄する消防本部からの推薦を必要としています。昨年度は、35組織が参加しました。

### (3) 審査

コンテスト競技の審査については、WEBを活用したオンライン審査又は消防庁職員が現地へ出張し実施する現地審査を行い、その後、提出された競技映像を用いてビデオ審査を行います。



コンテスト競技中の風景



最優秀賞を受賞した隊員

### (4) 表彰等

審査の結果、成績上位の自衛防災組織等には最優秀賞・優秀賞等を授与し、霞ヶ関周辺で表彰式を実施します。また、他の技能優秀と認められた自衛防災組織等にも表彰状を授与します。



表彰式参加組織との記念撮影

## 3 総務大臣表彰受賞組織の競技映像について

令和7年度に最優秀賞及び優秀賞を受賞した5組織の競技映像を、消防庁動画チャンネル(You Tube)で公開しています。ぜひご覧ください。

<https://www.youtube.com/playlist?list=PLUrGKEwru-bAR8rrBtd9OjrOBFoKBQHEX>

## 4 今後のスケジュール(予定)

- ・ 募 集 令和8年5月中旬から6月中旬
- ・ 審 査 令和8年8月上旬から9月下旬
- ・ 結果通知 令和8年11月頃
- ・ 表 彰 式 令和8年12月頃

災害等の発生状況により、スケジュールを変更する可能性があります。コンテストに関する情報は総務省消防庁ホームページ上に公開いたします。

<https://www.fdma.go.jp/relocation/neuter/topics/topic001.html>

## 最近の行政の動き

— 通知・通達等 —

### 製造所又は一般取扱所において電気機械器具等を使用する場合の運用について」の一部改正について

(令和8年3月26日、消防危第59号消防庁危険物保安室長通知)

「令和7年度 危険物施設におけるスマート保安等に係る調査検討会」における検討結果を踏まえ、「製造所又は一般取扱所において電気機械器具等を使用する場合の運用について」(令和7年6月30日付け消防危第140号)の一部が改正されました。

[https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/260326\\_kiho\\_59.pdf](https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/260326_kiho_59.pdf)

### 危険物規制事務に関する執務資料の送付について

(令和8年3月27日、消防危第61号消防庁危険物保安室長通知)

危険物規制事務に関する執務資料として、以下の内容についての考え方が示されました。

- ペンスキーマルテンス密閉法により測定された引火点に関すること
- 「屋外タンク貯蔵所に係る水張検査の代替に関する運用等について」(令和元年8月27日付け消防危第117号)に関すること
- 規則第16条の2の8第3項及び第4項に規定する蓄電池により貯蔵される危険物の屋内貯蔵所に関すること
- 災害時に可搬式の給油設備をドラム缶と接続して給油等を行うための仮取扱いの実施計画に関すること

[https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/260327\\_kiho\\_61.pdf](https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/260327_kiho_61.pdf)

### 危険物等に係る事故防止対策の推進について

(令和8年3月30日、消防危第55号消防庁危険物保安室長通知)

危険物等事故防止対策情報連絡会において策定した、関係団体・機関で取り組む「令和8年度危険物等事故防止対策実施要領」を都道府県及び消防本部に通知し、危険物施設の事故防止対策の促進について依頼がなされました。

<https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/kiho055.pdf>

### 危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令等の公布について

(令和8年4月3日、消防危第56号消防庁次長通知)

危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令(令和8年政令第115号)等により、①危険物施設の周囲に保有する空地に係る規制の見直し、②危険物施設と高圧ガス施設等の間に設ける保安距離に係る規制の見直し、③リチウムイオン蓄電池により貯蔵される一定の危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋外貯蔵所に係る特例、④専門員が給油する場合に限り、航空機の原動機を停止させないで給油することができる航空機給油取扱所、⑤航空機給油取扱所における添加装置の使用、に関する事項について所要の規定の整備が行われました。

[https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/260403\\_kiho2.pdf](https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/260403_kiho2.pdf)

### 危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令等の運用について

(令和8年4月3日、消防危第63号消防庁危険物保安室長通知)

改正後の危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)等による製造所等の技術上の基準の運用について、①保安距離及び保有空地、②蓄電池により貯蔵される危険物の屋外貯蔵所、に関する事項の留意事項が示されました。

[https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/260403\\_kiho\\_63.pdf](https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/260403_kiho_63.pdf)

## 危険物の規制に関する規則の一部改正に伴う航空機給油取扱所の運用について

(令和8年4月3日、消防危第65号消防庁危険物保安室長通知)

改正後の危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)等による航空機給油取扱所の運用について、①基準の特例、②取扱いの基準、③予防規程、④内容に係る適否の判断、に関する事項の留意事項が示されました。

[https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/260403\\_kiho\\_65.pdf](https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/260403_kiho_65.pdf)

## 中東情勢を踏まえた危険物施設における手続の迅速化について

(令和8年4月8日、消防危第73号消防庁危険物保安室長通知)

製造所、貯蔵所又は取扱所において消防法(昭和23年法律第186号)第10条第1項ただし書の仮貯蔵・仮取扱いに関する手続又は第11条の危険物施設の設置、変更等に関する手続が必要となった場合には、当該手続を遅滞なく円滑に進めるよう関係機関に依頼がなされました。

<https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/kiken73.pdf>



総務部

# 危険物保安技術協会 技術職員の募集について

危険物保安技術協会では、以下のとおり技術職員を募集します。

## 1. 技術職員（業務部）

### ○仕事の内容

石油関連企業等からの申請を受け、性能評価や試験確認の審査等を行います。

#### 【具体的には】

- ・性能評価の審査等では、有識者会議を活用し、危険物施設等の保安等に関連した新技術・新手法を活用した保安対策等について所定の技術上の基準と同等以上の安全性が認められるかどうかを確認しています。
- ・試験確認の審査等では、危険物の運搬容器や危険物を取り扱う設備、機器の構造等が、製造段階において所定の技術上の基準に適合しているかどうかについて確認しています。

### ○応募資格等

#### ■必須条件

学校教育法による大学を卒業した者のうち、次のいずれかに該当する者

- ア 消防法に定める危険物施設の設置、変更、維持管理等に関する業務に従事した経験を有する者
- イ 機械、科学、土木、建築など理工系の分野を専攻した者

#### ■歓迎条件

- ・石油タンク等の鋼構造物の建設・改造等に係る研究、設計・工事監督・検査業務に従事した経験を有する者

### ○勤務地

東京都港区虎ノ門4-3-13 ヒューリック神谷町ビル1階

※転勤はありません。

※現地審査等における全国出張あり。

### ○勤務時間

9:30~18:00 (時差出勤、テレワークも可)

### ○給与

#### 【年収モデル】

560万円/月給34万円 (扶養手当込み)+賞与/30歳 (配偶者、子供1名)

700万円/月給42万円 (扶養手当込み)+賞与/40歳 (配偶者、子供2名)

※国家公務員の給与制度に準じて決定します。

※学歴・職歴を勘案の上決定します。

※試用期間 (6ヶ月) あり。期間中の待遇の変動はありません。

※上記の年収例のほか、別途通勤手当、住宅手当 (賃貸のみ)、時間外勤務手当を支給します。

### ○休日、休暇

完全週休2日(土日)、祝日、年末年始(12/29~1/3)、年次有給休暇(年20日(初年度は採用月に応じて調整(4月の場合は15日))、夏季(7~9月中3日間)、慶弔、産休、育休他

◎年間休日120日以上!

### ○待遇・福利厚生

昇給あり、賞与年2回、社会保険完備、

通勤手当(月額150,000円上限)、住宅手当(賃貸のみ・月額28,000円上限)、扶養手当

各種社会保険完備(雇用、労災、健康、厚生年金)

福利厚生制度あり(サポート会社と契約)

企業年金制度なし

### ○職場環境

職員構成はプロパー職員のほか、国、地方公共団体からの人事交流による職員で構成されています。プロパー職員のほとんどが中途入社で活躍しています。

入社後は先輩職員がOJTにてマンツーマンで指導いたします。

また、待遇面は国家公務員に準じており、将来長く安定して働きたい人には最適な環境です。

### ○採用日

採用決定後、随時(応相談)

### ○採用予定人数

業務部 1名

### ○採用方法

書類による選考の上、選考通過者には面接を実施します。

- ①応募方法 履歴書(写真貼付)及び職務経歴書(書式自由)を下記の書類提出先に簡易書留にてご郵送ください。
- ②面接日 書類選考通過者に面接日時をご連絡します。(一次面接、二次面接あり)
- ③応募期間 採用決定次第終了
- ④書類提出先 〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-3-13 ヒューリック神谷町ビル1階 危険物保安技術協会宛
- ⑤問い合わせ 03-3436-2352 総務部 総務課

## 2. 技術職員（土木審査部及びタンク審査部）

### ○仕事の内容

市町村（消防本部）や石油関連企業からの委託を受け、全国にある石油タンクの設計審査等を行います。

#### 【具体的には】

市町村等からの委託による石油タンクの安全性に関する技術審査・技術援助

- ・土木審査部では、石油タンクの「基礎構造物の安全性」と「地盤の安定性」に関する設計図書が消防法令に基づいた内容・安全性を有しているかどうかの設計審査を行います。また、設計審査の後は、工事途中の段階で現場検査（標準貫入試験・平板載荷試験等）に立ち会います。
- ・タンク審査部では、石油タンクの「タンク本体の安全性」に関する設計図書が消防法令に基づいた内容・安全性を有しているかどうかの設計審査を行います。また、設計審査の後は、工事途中の段階でタンク本体の溶接部検査を実施するほか、タンク設置後に一定の期間ごとに求められる保安検査を実施します。

### ○応募資格等

#### ■必須条件

学校教育法による大学において工学を学んだ者のうち、次のいずれかに該当する者

- ア 地盤の液状化や地盤改良等、地盤に関する設計・施工、又はコンクリート構造物や杭基礎等、基礎構造に関する設計・施工に従事した経験を有する者
- イ 石油タンク等の鋼構造物の建設・改造等に係る研究、設計・工事監督・検査業務に従事した経験を有する者
- ウ 消防法に定める危険物施設の設置、変更、維持管理等に関する業務に従事した経験を有する者

### ○勤務地

東京都港区虎ノ門4-3-13 ヒューリック神谷町ビル1階

※転勤はありません。

※現地審査等における全国出張あり。

### ○勤務時間

9:30~18:00（時差出勤、テレワークも可）

### ○給与

#### 【年収モデル】

560万円/月給34万円（扶養手当込み）+賞与/30歳（配偶者、子供1名）

700万円/月給42万円（扶養手当込み）+賞与/40歳（配偶者、子供2名）

※国家公務員の給与制度に準じて決定します。

※学歴・職歴を勘案の上決定します。

※試用期間（6ヶ月）あり。期間中の待遇の変動はありません。

※上記の年収例のほか、別途通勤手当、住宅手当（賃貸のみ）、時間外勤務手当を支給します。

### ○休日・休暇

完全週休2日(土日)、祝日、年末年始(12/29~1/3)、年次有給休暇(年20日(初年度は採用月に応じて調整(4月の場合は15日))、夏季(7~9月中3日間)、慶弔、産休、育休他

◎年間休日120日以上!

### ○待遇・福利厚生

昇給あり、賞与年2回、社会保険完備、

通勤手当(月額150,000円上限)、住宅手当(賃貸のみ・月額28,000円上限)、扶養手当

各種社会保険完備(雇用、労災、健康、厚生年金)

福利厚生制度あり(サポート会社と契約)

企業年金制度なし

### ○職場環境

職員構成はプロパー職員のほか、国、地方公共団体からの人事交流による職員で構成されています。プロパー職員のほとんどが中途入社で活躍しています。

入社後は先輩職員がOJTにてマンツーマンで指導いたします。

また、待遇面は国家公務員に準じており、将来長く安定して働きたい人には最適な環境です。

### ○採用日

採用決定後、随時(応相談)

### ○採用予定人数

土木審査部 1名、タンク審査部 1名

### ○採用方法

書類による選考の上、選考通過者には面接を実施します。

- ①応募方法 履歴書(写真貼付)及び職務経歴書(書式自由)を下記の書類提出先に簡易書留にてご郵送ください。
- ②面接日 書類選考通過者に面接日時をご連絡します。(一次面接、二次面接あり)
- ③応募期間 採用決定次第終了
- ④書類提出先 〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-3-13 ヒューリック神谷町ビル1階 危険物保安技術協会宛
- ⑤問い合わせ 03-3436-2352 総務部 総務課



## 実務研修生に関するご案内



総務部

当協会では、消防本部において危険物行政を担う有益な人材となるよう研修制度を用意しています。

危険物保安関係のOJT研修、座学研修等を通じ、**危険物の保安に関して、専門的知識や高度な技術力を習得**することができます。

当協会に勤務する、高度な専門技術と経験を有するプロパー職員や消防本部、総務省・消防庁からの派遣職員、さらに全国各地の消防本部や事業者を含めた**幅広い人材ネットワークを築く**ことができます。

### ① 危険物保安に関する関係法令、技術基準の理解促進

関係法令の深掘り、技術基準の基になる知識の習得

### ② 実際の業務を通じた、きめ細かな経験・ノウハウの習得

・調査分析

消防庁や消防本部等と連携し、直面する課題や最新の技術動向を踏まえ、新たな制度設計に通じる調査分析を実施

・タンク審査・技術援助

消防法令上の技術基準やDXを活用した最新の検査技術を踏まえ、特定タンクに関する各種審査、技術援助等を実施

・性能評価・試験確認

専門的なノウハウを活かし、新たな危険物保安に関するニーズを取り込みながら、危険物関連施設・設備に関する性能評価・試験確認を実施

※数多くの出張（実地業務）の機会があることも特長

### ③ 資格取得、各種研修の受講、関係施設の見学等

・非破壊検査技術者、品質管理責任者等の資格取得が可能

・内外の講師による研修や当協会が実施する各種セミナー・講習の受講が可能

・消防研究センター・民間の先進的な事業所・施設等の各種関係施設の見学

※研修内容は、派遣消防本部の育成方針、研修生の要望等に対応しますので、ご相談ください。



#### 【お問い合わせ先】

危険物保安技術協会 総務部 総務課  
東京都港区虎ノ門四丁目3番13号  
TEL 03-3436-2352

# KHKからの お知らせ

## 委託調査研究・共同研究について



当協会では、長年にわたって培ってまいりました豊富かつ専門的なノウハウを駆使して、危険物等の保安の確保、向上に資する各種の調査研究を実施しております。これらの調査研究は、消防機関における保安指導の参考資料、さらには、事業所等における保安業務の指針として活用されています。

また、一般企業・業界団体等からの調査研究についても委託を受けております。

### 委託調査研究内容

- ① 業界団体として新たな基準作りが必要な事案
- ② 規制緩和等に向けた基礎調査
- ③ 社内教育に必要な教材(e-ラーニングシステム、視聴覚教材やテキスト)の製作及び監修
- ④ 民間企業から受託した新技術に関する調査・研究など



公正中立な第三者機関として各種調査や実験等を行い、必要に応じて学識経験者等を交えた委員会にて検討することも可能です。

また、重大事故発生時の第三者機関による事故調査委員会の事務局などご相談により対応をいたします。今後の当協会の事業推進に関連のあるテーマ・内容であれば共同研究などの対応もいたします。

当協会ホームページでは、最近実施した主な調査研究の報告書を掲載しております。

<http://www.khk-syoubou.or.jp/guide/research.html>

### PickUp (最近の事例)

#### ～新技術を活用した防災要員の減員に資する資機材の有効性に関する検討調査 (消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車)～

石油コンビナート等特別防災区域に存する特定事業者は、石油コンビナート等災害防止法施行令(以下「政令」とします。)で定めるところにより防災要員を置き、大型化学消防車、大型高所放水車及び泡原液搬送車(以下「3点セット」とします。)等の防災資機材等を備え付ける義務があります。この3点セットの機能を1台に集約した車両の有効性について、国内の消防車両を取り扱う企業から調査依頼があり、令和3年から令和4年にかけて調査検討を実施しました。

その結果、導入に際しては危険物施設の配置、活動場所、特定通路、屋外給水施設の状況、泡消火薬剤の補給体制等を考慮した個別評価が必要となりますが、3点セットの代替として消火活動ができることを確認しました。

この調査検討結果をもとに、政令等が改正(令和5年5月31日施行)され、消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車が3点セットを備え付けているものとみなされること、1台あたり防災要員5人とするものとされました。以下に法令改正の概要をご紹介します。

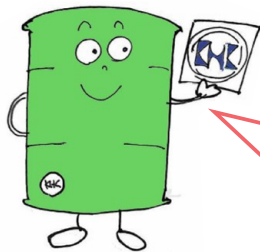
\*「Safety&Tomorrow」210号 [https://www.khk-syoubou.or.jp/pdf/magazine/210/hourei\\_info.pdf](https://www.khk-syoubou.or.jp/pdf/magazine/210/hourei_info.pdf)

その後、消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車の省力化要件に関する検討について、同様に同社からの調査依頼があり、令和5年から令和6年にかけて、省力化資機材等を使用した活動の調査検討を行いました。調査の結果、防災資機材等による消火活動場所があること等の条件を前提として、「ホース延長用資機材」、「低反動ノズル」及び「携帯無線機」を使用する場合においては3人、「ホース延長用資機材」及び「低反動ノズル」を使用する場合においては4人で、それぞれ防災活動の有効性が確認できました。

この調査検討結果をもとに、石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令(以下「省令」とします。)が改正(令和6年8月9日施行)され、消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車の防災要員の減員及びその要件が明記されました。以下に省令改正の概要をご紹介します。

\*「Safety&Tomorrow」218号 <https://www.khk-syoubou.or.jp/pdf/magazine/218/gyosei01.pdf>

各事業者の皆様において危険物に関する様々な調査及び実験等の要望がございましたら、お気軽にご連絡ください。



**【お問い合わせ先】**

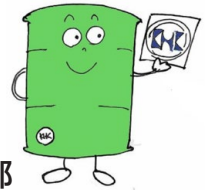
危険物保安技術協会 企画部 企画課

TEL 03-3436-2356 / FAX 03-3436-2251

E-mail [kikaku@khk-syoubou.or.jp](mailto:kikaku@khk-syoubou.or.jp)

# KHKからの お知らせ

## 危険物関係講演会等への講師派遣について



企画部

例年多くの消防本部や消防学校、関係団体等が主催される講習会等へ当協会職員を派遣させて頂いております。令和7年度におきましても、多くのご依頼を頂きました。

今後も引き続き、講師の派遣をさせて頂きます。

### 1 主な講演テーマ

次のとおり、当協会の業務や危険物全般に関することとし、ご相談に応じます。

- (1) 当協会の業務について
  - ・性能評価及び技術援助(危険物施設における非危険場所等の評価)
  - ・危険物施設等の保安に関する診断
  - ・性能評価(地下貯蔵タンク及びタンク室等の構造・設備に係る評価、単独荷卸しに係る仕組みの評価など)
  - ・試験確認(運搬容器、少量危険物タンク、SFタンク、固定給油・注油設備など)
- (2) 危険物関係法令について
- (3) 危険物に係る事故事例とその対策について



### 2 経費等

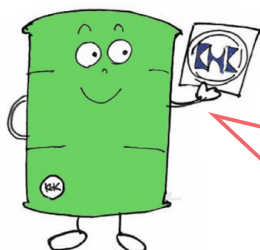
- (1) 経費：交通費等の経費についてはご相談ください。
- (2) 対象者数：原則として20名以上とします。

### 3 最近の主な講師派遣実績

各種講演会や研修会等に講師を派遣させて頂きました。

総務省消防庁「令和7年度危険物事故防止講習会」／消防大学校「危険物科」／福島県消防学校「消防職員専科教育」／土浦市防火・危険物安全協会「土浦市危険物取扱者会議」／他

なお、対面形式と併せてオンライン講習とした案件もありました。



#### 【お問い合わせ先】

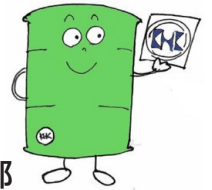
危険物保安技術協会 企画部 企画課

TEL 03-3436-2356 / FAX 03-3436-2251

E-mail [kikaku@khk-syoubou.or.jp](mailto:kikaku@khk-syoubou.or.jp)



# 全国の消防本部の皆さまへ 危険物安全週間中の取組みについて記事募集のお知らせ



企画部

全国の消防本部の皆さま、平素より大変お世話になっております。  
機関誌「Safety&Tomorrow」事務局です。

機関誌「Safety&Tomorrow」では、毎年7月号に消防本部よりご提供いただいた危険物安全週間中における取組みについて掲載しております。

このたび、令和8年7月発行の227号にて掲載する記事を広く募集することになりました！

消防広報の一手段として、危険物安全週間中に実施する消防演習や危険物施設への立入検査、講習会の実施状況など、消防本部で取り組んだ内容について記事にし、当協会の機関誌に掲載してみませんか？

参考として、過去に掲載した記事をご紹介します。

●R7.7月発行 (221号)

宮城県

仙南地域広域行政事務組合消防本部

塩釜地区消防事務組合消防本部

[https://www.khk-syoubou.or.jp/pdf/magazine/221/Firefighting\\_info01.pdf](https://www.khk-syoubou.or.jp/pdf/magazine/221/Firefighting_info01.pdf)

東京消防庁

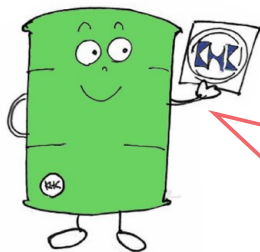
[https://www.khk-syoubou.or.jp/pdf/magazine/221/Firefighting\\_info02.pdf](https://www.khk-syoubou.or.jp/pdf/magazine/221/Firefighting_info02.pdf)



<参考>過去に掲載した記事

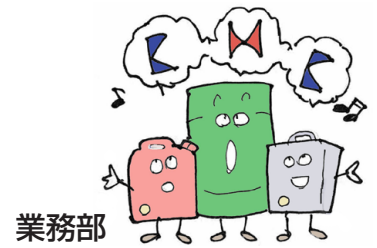
募 集 要 項	
対 象	全国の消防本部
募集期間	令和8年6月8日（月）～令和8年7月8日（水）
原稿内容	令和8年度危険物安全週間中における取組み内容、実施結果について
執筆要領	<ul style="list-style-type: none"><li>• Word 形式</li><li>• A4 用紙1～3ページ程度（図、表、写真含む）</li><li>• 1ページ目にタイトル、所属機関を明記</li></ul>
送付要領	<ul style="list-style-type: none"><li>• 原稿データを以下の送付先にメールにて送付してください。 危険物保安技術協会 機関誌事務局 宛 <b>kikaku@khk-syoubou.or.jp</b></li><li>• メールタイトルは「安全週間原稿送付」としてください。</li><li>• メール本文に担当者の氏名、連絡先をご記入ください。</li></ul>

送付いただいた原稿は、事務局にて確認後、「Safety&Tomorrow」227号（R8.7月発行）に掲載させていただきます。  
また、掲載にあたり事前に記事をご確認いただきますので、ご担当者様のご連絡先を必ず記載してください。  
ご不明な点等ございましたら、お気軽にお問い合わせください。  
ご協力の程、よろしくお願いいたします。



**【お問い合わせ先】**

危険物保安技術協会 企画部 企画課  
TEL 03-3436-2356 / FAX 03-3436-2251  
E-mail [kikaku@khk-syoubou.or.jp](mailto:kikaku@khk-syoubou.or.jp)

KHKからの  
お知らせリチウムイオン蓄電池用耐火性収納箱等の  
試験確認業務

## ◆背景

総務省消防庁において、「[リチウムイオン蓄電池に係る危険物規制に関する検討報告書（令和6年3月）](#)」（以下「報告書」という。）がとりまとめられ、『[「リチウムイオン蓄電池の貯蔵及び取扱いに係る運用について」の全部改正について（令和6年7月2日消防危第200号通知）](#)』（平成23年12月27日消防危第303号の全部改正）（以下「303号通知」という。）が発出されました。

303号通知では、一定の要件を満たしたリチウムイオン蓄電池を耐火性収納箱等に貯蔵し、又は取り扱う場合については、耐火性収納箱等ごとの指定数量の倍数を合算しないこととして差し支えないと示されました。

## ◆当協会の試験確認業務

当協会では、当該耐火性収納箱等について、報告書及び303号通知の別紙1に定められた耐火性能試験等（耐火性能試験のイメージについては図1及び図2参照）に適合することを確認するための試験確認業務を、令和6年7月24日（令和7年10月9日一部改正）に開始しています。

当該業務を活用することにより、消防機関による審査や検査等の手続きの簡素化が期待できますので、是非、当該業務の活用をご検討ください。

なお、当該業務の概要、業務規程、申請様式及び試験確認基準については、次のリンク先をご確認ください。

また、報告書及び303号通知の他、関係通知は次のとおりです。

- ・ [危険物規制事務に関する執務資料の送付について（令和7年3月28日消防危第56号）](#)
- ・ [危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令等の運用について（令和7年5月27日消防危第116号）](#)

- [リチウムイオン蓄電池用耐火性収納箱等の試験確認の概要](#)
- [リチウムイオン蓄電池用耐火性収納箱等の試験確認に係る業務規程](#)
- [申請様式](#)
- [リチウムイオン蓄電池用耐火性収納箱等の耐火性能試験及び構造要件等に係る試験確認基準](#)

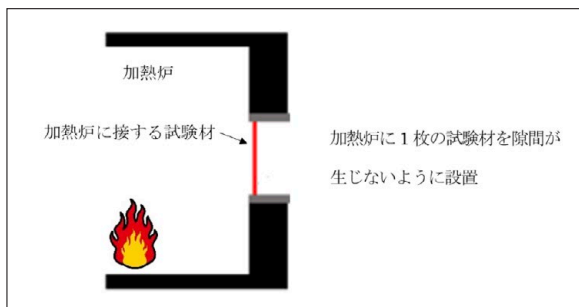


図1 第一試験 (イメージ)

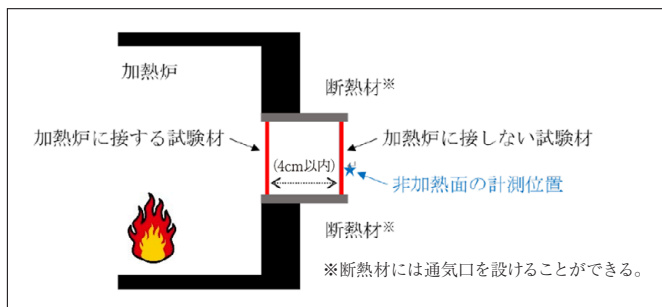
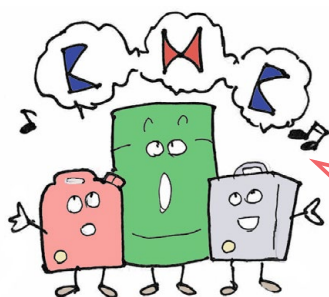


図2 第二試験 (イメージ)

(リチウムイオン蓄電池用耐火性収納箱等の耐火性能試験及び構造要件等に係る試験確認基準、第2より)



**【お問い合わせ先】**

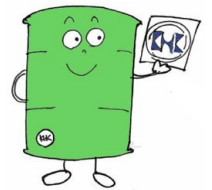
危険物保安技術協会 業務部

T E L : 03-3436-2353

E-mail : [gyoumu@khk-syoubou.or.jp](mailto:gyoumu@khk-syoubou.or.jp)

# KHKからの お知らせ

## 地下タンク及びタンク室等の構造・設備に係る 評価業務



土木審査部

### 上部空間室があると、例示基準の適用が困難な場合があります！

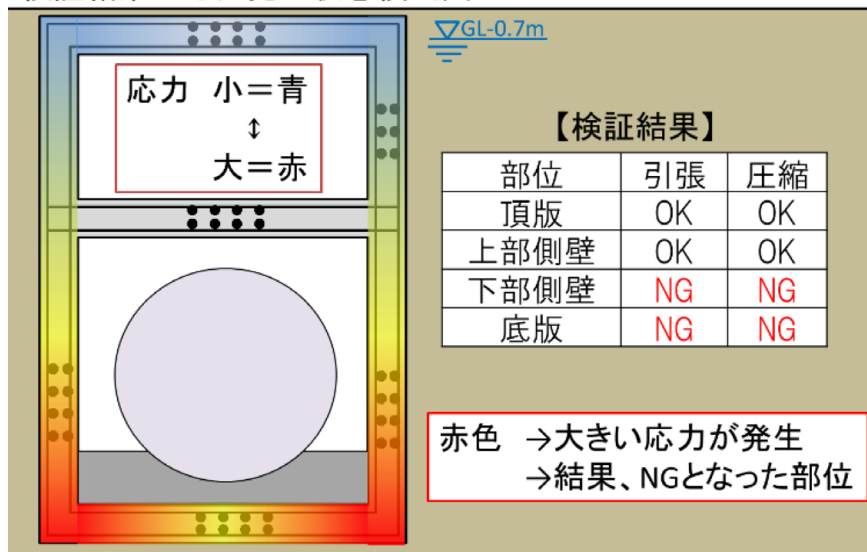
地下タンク貯蔵所に係る技術基準は、平成17年に性能規定の導入が図られたことから、許可・検査等の事務の効率化を確保する観点から一般的な構造例（以下「例示基準」という。）が、平成18年消防危第112号通知で示されました。

例示基準は、タンク室が浅い位置にあることを前提に示されたものです。

例示基準に示された50kLタンクに、内空高さ1.7mの上部空間室を設け、構造計算を行ってみた結果、**下部側壁と底版が「NG」となりました**（下図参照）。

上部空間室があると、**例示基準の適用が困難な場合がある**ため、当協会が行う本評価業務を活用するのが有効的です。

検証結果の応力発生状態模式図

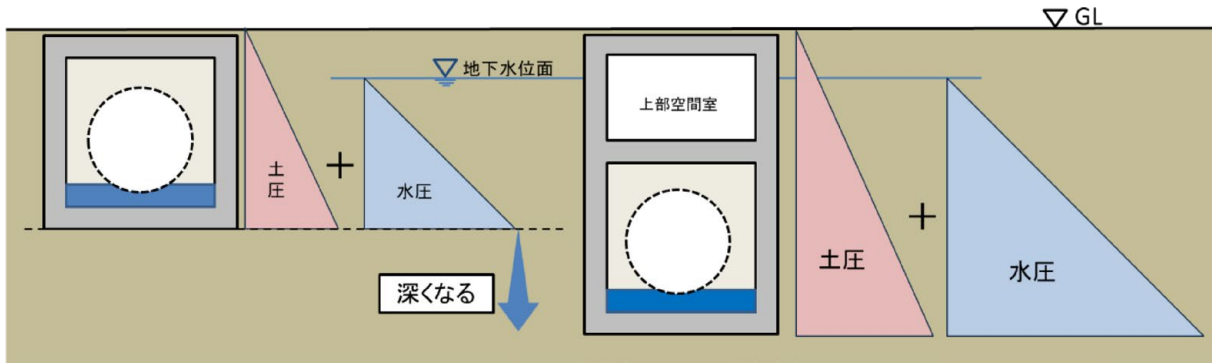


### 上部空間室があると、なぜ例示基準ではNGになるのか？

上部空間室があると、その高さ分だけタンク室は地中深い位置に設置されることとなります（下図参照）。

地中深い位置では、タンク室が受ける外力（土圧・水圧）は大きくなります。

したがって、上記図のように深い位置となった下部側壁と底版は例示基準の構造のままではNGとなる結果となりました。

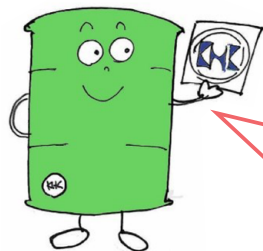
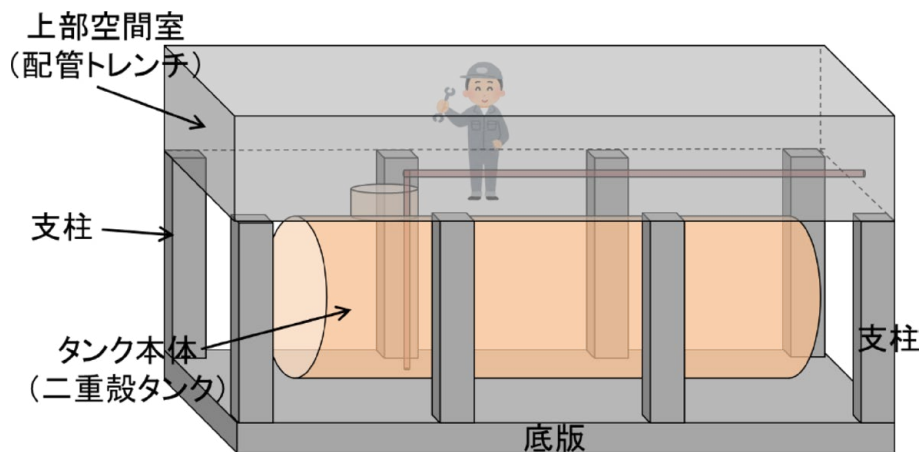


**上部空間室を有する直埋設型地下タンクの構造評価も行っています！**

地下タンクの性能評価業務は、タンク本体が規則第23条の4に規定された「タンク室」に設置されたものを対象としていますが、下図に示すような特殊な設置形態の評価も実施しています。

これは、タンク本体は直埋設であり、タンク本体上部に支柱で支持された「上部空間室」が設置された構造です。当協会では、支柱を含めたコンクリート躯体全体の構造安全性の確認を行っています。

このような案件は、当協会が従前より実施している「技術援助」業務で申請を受理しています。



**【お問い合わせ先】**  
危険物保安技術協会 土木審査部  
TEL 03-3436-2354

# KHKからの お知らせ

## 「保安・防災対策に関する研修」のご案内 ～防災要員向け出前研修の開催～



事故防止調査研修センター

### 1. 石油コンビナートの特定事業所において重大事故が発生しています！

令和6年中の事故件数は443件（前年比46件増）で、地震によらない一般事故が417件（前年比22件増）、地震による事故が26件（前年比24件増）でした。一般事故による死者は2人（前年比増減なし）、負傷者は72人（前年比47人増）でした。損害額につきましては43.9億円（前年比25.2億円増）となりました。

今後、事故件数は上振れしていく傾向が懸念されており、大規模自然災害等も考慮すると、特定事業所における防災対策への取り組みは非常に重要となっています。

### 2. 防災要員に対する教育・訓練でお困りではありませんか？

特定事業所の教育・訓練担当者からは、“講義資料の作成等に係る負担が大きい”“最新の事故事例の入手が困難”“法令関係の知識不足”“防災活動に関する経験不足”“訓練内容は毎年同じもの”といった声が聞かれます。

各特定事業所におかれましては、日頃より防災要員に対する教育・訓練に取り組まれているとは思いますが、個人の努力だけでは限界があり、その内容がマンネリ化、形骸化してはいませんか？

### 3. 消防法令・消防活動を熟知した講師陣による研修の実施

危険物保安技術協会には、危険物施設の事故調査、事故分析業務を通して得た知見があります。

そして、その調査、分析結果より得られた当該事故の背後要因、事業所の課題に対応したカリキュラムによる研修を開催しています。

また、その講師は消防活動、事故原因調査、立入検査を通じて現場のことを熟知した経験豊富な消防OB等です。

### 4. 防災要員向けの研修・訓練を開催していきます

危険物施設を有する事業所を対象として、ご希望の日程、場所で開催する出前研修を開催しています。

研修テーマについてもご相談に応じ、最適なカリキュラムをご提案します。

また、特定事業所の防災要員に対する教育・訓練にさらに重点的に取り組んでいきます。

### 5. 研修内容

下記のような講義、図上演習、訓練を組み合わせることが可能です。

（研修内容の例）

- 危険物の危険性と事故防止のチェックポイント
- 関係法令（消防法・石油コンビナート等災害防止法）解説
- 事故発生時の対応  
状況予測型図上演習、災害対策本部対応演習※  
※プラント火災などの災害想定に基づきロールプレイング訓練を行い、災害対策本部要員の指揮管理能力を向上、災害対策本部の効果的な運営を目指します）

◆ その他の研修内容についても、お気軽にご相談下さい。



以下の11種類のセミナー・講習会も開催しております(開催予定につきましては、当協会ホームページの「セミナー・講習会のお知らせ」をご参照ください)。

## 1. 保安技術講習

- ① 危険物保安技術講習会  
都道府県及び市町村の職員(主に危険物規制事務に従事されている方)を対象とした、危険物保安行政及び石油コンビナート等防災行政に関する最新の情報、危険物保安技術協会の業務紹介等についての講習会

## 2. 防災管理研修等

- ② 防災管理者・副防災管理者研修会・再研修会(出前出張研修でも開催)  
防災管理者、副防災管理者を対象とした、事業所におけるトップマネジメントとしての危機管理能力等の向上を目的に、状況予測型図上訓練手法による演習及び意見交換・評価検証を行う研修会  
また、再研修会として、実践的な初動対応力の向上を目的とした対応型図上訓練、緊急記者会見訓練、災害対策本部企画運営
- ③ 危険物基礎研修  
危険物に関する業務に携わって概ね3年未満の方を対象とした、危険物法令及び石油コンビナート等災害防止法の基本解説、危険物事故防止に向けた演習を組み合わせた研修
- ④ 危険物施設総合研修訓練  
危険物等の災害に際して最前線で活動される方を対象とした、輻射熱体験と危険物に関する知識の習得を目的とした研修訓練

## 3. 事故防止セミナー

- ⑤ 危険物事故事例セミナー  
消防機関等の危険物行政に携わられている方、危険物関係事業所の保安業務等に携わられている方を対象とした、近年国内で発生した危険物施設における事故の経緯、問題点、再発防止対策について、その関係事業所又は消防機関の職員を講師としてお招きし、解説するセミナー

## 4. 保安技術専門講習会

屋外タンク貯蔵所、地下タンク貯蔵所、単独荷卸しに関する専門技術的な分野での実務者の養成を行うことを目的とした以下の6種類の講習会等を開催しています。

- ⑥ 屋外タンク実務担当者講習会
- ⑦ コーティング上からタンク底部の板厚を測定する測定者に対する講習会
- ⑧ 屋外貯蔵タンクのコーティング管理技術者講習会
- ⑨ 屋外タンク貯蔵所の泡消火設備の一体的な点検に関する講習会
- ⑩ 単独荷卸しに係る運行管理者等に対する研修会
- ⑪ 地下貯蔵タンクの砕石基礎に関する施工管理者研修会(出前出張研修のみでの開催)



### 【お問い合わせ先】

危険物保安技術協会 事故防止調査研修センター  
E-mail [kensyu@khk-syoubou.or.jp](mailto:kensyu@khk-syoubou.or.jp)



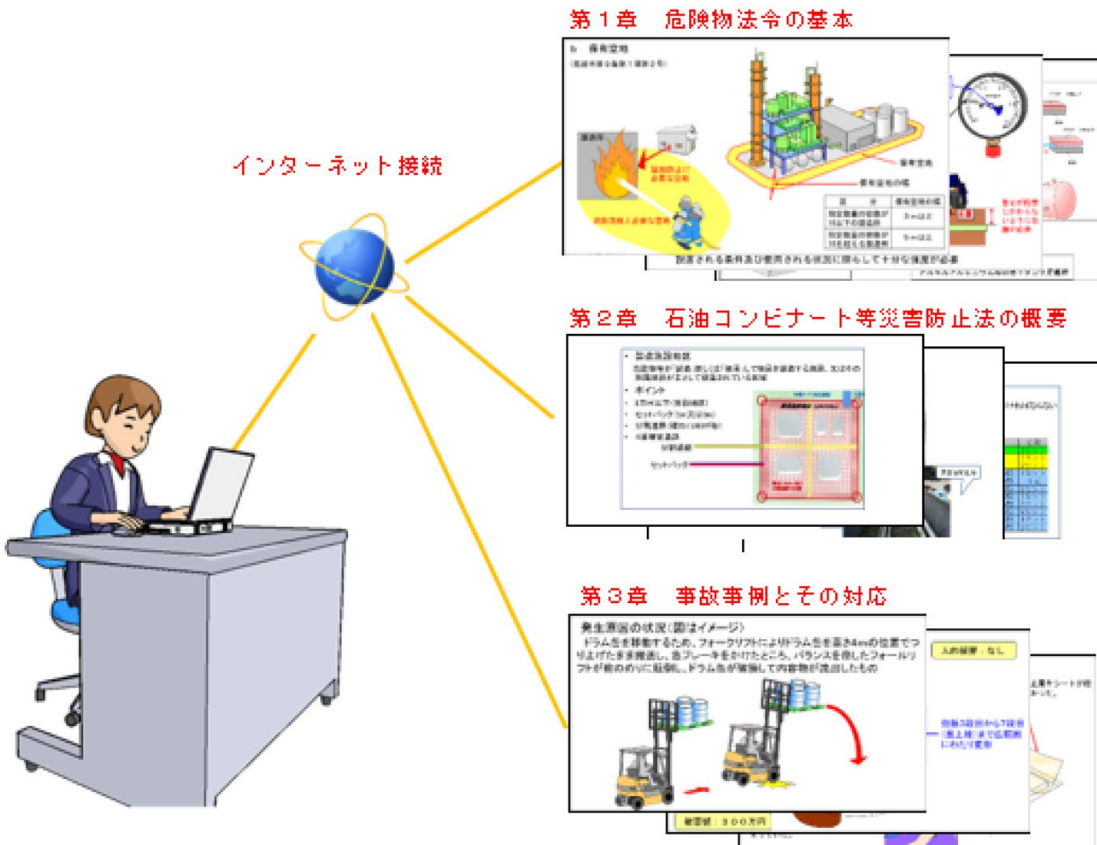
# 石油コンビナート初任者向け 危険物基礎研修(eラーニング)のご案内



事故防止調査研修センター

石油コンビナートで危険物関係の業務に携わって概ね3年未満の方を対象として、危険物基礎研修を開催しております。本研修は危険物法令と石油コンビナート等災害防止法の基本を解説や事故事例のビデオ上映などを組み合わせることで実施するもので、初任の方にも理解し易い実務的なものとしています。また、インターネットの環境が整っていれば、都合の良い時間にどこでも講義や研修を受けることが可能であるeラーニングでの開催です。

## 研修プログラムと受講イメージ



**受講料**

15,400円(テキスト代、消費税を含む)

**事務局連絡先**

〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-3-13 ヒューリック神谷町ビル1階  
 危険物保安技術協会 研修事務局  
 E-mail : kensyu@khk-syoubou.or.jp  
 研修のご案内 : <https://www.khk-syoubou.or.jp/seminar/index.html>

# KHKからの お知らせ

## 危険物事故事例情報システムご利用のお知らせ



事故防止調査研修センター

「危険物事故事例情報システム」は、危険物に係る事故事例などの情報を提供させていただくもので、平成31年4月1日から運用を開始しています。

これらの情報は、危険物施設等に係る事故事例、事故防止対策のため消防機関から提供された危険物に係る事故事例記事などで、危険物関係団体・業界や消防関係行政機関における保安対策、事故防止等に関する教育又は分析資料として大いに活用いただけるものと考えております。

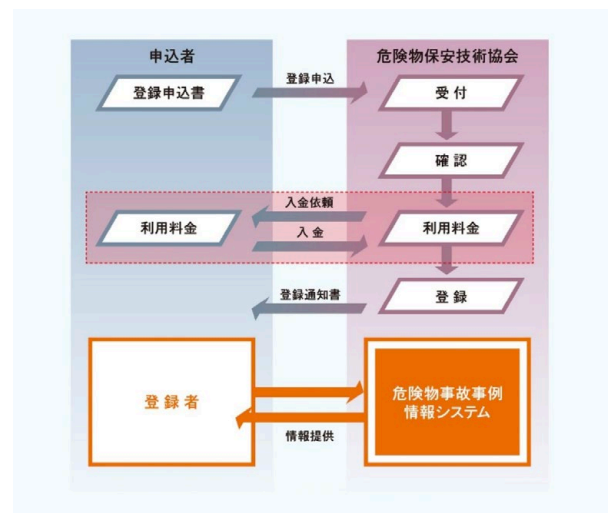
なお、このシステムのご利用にはあらかじめ登録の手続きをお願いいたします。

### 1. 「危険物事故事例情報システム」の概要

- (1) 事故事例検索  
危険物施設等に係る事故事例の検索（5年間分を蓄積し毎年更新）
- (2) 事故事例集  
「危険物総合情報システム」でご紹介していた、危険物事故防止対策のため消防機関から提供された危険物に係る事故事例記事の検索
- (3) 用語集  
危険物関係消防法令用語、石油コンビナート等災害防止法令用語及びタンク用語を五十音順で掲載
- (4) 視聴覚教材  
危険物安全対策をわかりやすく解説した映像動画教材が視聴可能

### 2. ご利用方法等

- (1) 手数料  
ご利用には、年間20,000円（消費税別）の料金が必要となります。  
（各都道府県の防災担当部署及び消防機関は、無料でご利用いただけます。）
- (2) 危険物保安技術協会ホームページ「業務のご案内」より登録申込書等のダウンロードが出来ます。



ご利用のながれ

くわしくは以下の URL をご覧ください。

【業務のご案内】 <https://www.khk-syoubou.or.jp/hazardinfo/guide.html>

【質問と回答】 <https://www.khk-syoubou.or.jp/hazardinfo/faq.html>



# 令和8年度 講習会・セミナー等の開催予定のご案内



事故防止調査研修センター

◆ 令和8年度における講習会・セミナー等の開催予定は下表のとおりです。

名称	開催時期	申込開始予定日	開催場所
危険物保安技術講習会	【2日間講習】 令和08年07月16日～令和08年07月17日	令和08年06月01日	科学技術館サイエンスホール 東京都千代田区北の丸公園2-1
	令和08年08月18日～令和08年09月30日	令和08年06月01日	録画配信
危険物基礎研修※1	① 令和08年05月21日～令和08年06月15日	令和08年05月01日	eラーニング
	② 令和08年06月21日～令和08年07月15日	令和08年05月01日	
	③ 令和08年08月21日～令和08年09月15日	令和08年06月01日	
	④ 令和08年12月21日～令和09年01月15日	令和08年10月01日	
	⑤ 令和09年02月21日～令和09年03月15日	令和08年12月01日	
危険物施設総合研修訓練	【2日間講習】 令和08年10月15日～令和08年10月16日	令和08年08月03日	(1日目) 危険物保安技術協会 東京都港区虎ノ門4-3-13 (2日目) 海上災害防止センター 神奈川県横浜須賀市新港町13番地
危険物事故事例セミナー	令和09年02月	令和08年12月01日	科学技術館サイエンスホール 東京都千代田区北の丸公園2-1
	令和09年02月	令和08年12月01日	大阪市内
屋外タンク実務担当者講習会	令和08年11月	令和08年09月01日	危険物保安技術協会 東京都港区虎ノ門4-3-13
		令和08年09月01日	ライブ配信 (講習会場から同時配信)
コーティング上からタンク 底部の板厚を測定する 測定者に対する講習会 ・初めて受講する方対象【初】 ・再講習【再】	【初・3日間講習】 令和09年02月17日～令和09年02月19日 令和09年03月03日～令和09年03月05日	令和08年12月01日	危険物保安技術協会 東京都港区虎ノ門4-3-13
	【再】 令和09年01月21日～令和09年02月15日	令和08年11月02日	eラーニング
屋外貯蔵タンクの コーティング管理技術者講習会 ・初めて受講する方対象【初】 ・再講習【再】	【初・2日間講習】 令和08年12月08日～令和08年12月09日	令和08年10月01日	危険物保安技術協会 東京都港区虎ノ門4-3-13
	【再】 令和08年12月10日 令和08年12月11日		
	【再】 令和09年02月12日	令和08年12月01日	
地下貯蔵タンクの砕石基礎に 関する施工管理者研修会※2	【初・2日間講習】 令和09年01月27日～令和09年01月28日	令和08年11月02日	大阪科学技術センター 大阪市西区鞠本町1丁目8-4
	【再】 令和09年01月29日		
地下貯蔵タンクの砕石基礎に 関する施工管理者研修会※2	随時	随時	ご希望の開催地
保安・防災対策に関する研修※2	随時	随時	ご希望の開催地

※1 eラーニングのみの開催です。  
 ※2 出前出張研修のみの開催です。

防災管理者、副防災管理者研修会及び再研修会  
災害対策本部企画運営、緊急記者会見訓練 開催予定日

会場	研修会の区別	開催年月日	申込開始予定日	開催場所
苫小牧	副防災管理者研修会	令和08年10月07日	令和08年08月03日	苫小牧文化交流センター 苫小牧市本町1-6-1
東京	防災管理者研修会	令和08年06月18日	令和08年05月01日	危険物保安技術協会 東京都港区虎ノ門4-3-13
		令和08年11月05日	令和08年09月01日	
		令和09年02月04日	令和08年12月01日	
	副防災管理者研修会	令和08年06月19日	令和08年05月01日	
		令和08年08月27日	令和08年06月01日	
		令和08年09月17日	令和08年07月01日	
		令和08年11月06日	令和08年09月01日	
		令和09年02月05日	令和08年12月01日	
	再研修会	令和08年08月28日	令和08年06月01日	
令和08年09月18日		令和08年07月01日		
名古屋	防災管理者研修会	令和08年12月17日	令和08年10月01日	AP名古屋 名古屋市中村区名駅4-10-25 名駅IMAIビル
	副防災管理者研修会	令和08年12月18日	令和08年10月01日	
大阪	防災管理者研修会	令和08年07月28日	令和08年05月01日	大阪科学技術センター 大阪市西区靱本町1-8-4
	副防災管理者研修会	令和08年07月29日	令和08年05月01日	
		令和08年09月10日	令和08年07月01日	
再研修会	令和08年09月11日	令和08年07月01日		
岡山	防災管理者研修会	令和08年11月19日	令和08年09月01日	ピュアリティまきび 岡山市北区下石井2-6-41
	副防災管理者研修会	令和08年11月20日	令和08年09月01日	
		令和09年01月20日	令和08年11月02日	
再研修会	令和09年01月21日	令和08年11月02日		
北九州	防災管理者研修会	令和08年10月21日	令和08年08月03日	毎日西部会館 北九州市小倉北区紺屋町13-1
	副防災管理者研修会	令和08年07月09日	令和08年05月01日	
		令和08年10月22日	令和08年08月03日	
出前出張 研修会	防災、副防災、再研修会も 従来通り開催します	随時	随時	ご希望の開催地
	災害対策本部企画運営 緊急記者会見訓練	随時	随時	ご希望の開催地

屋外タンク貯蔵所の泡消火設備の一体的な点検に係る講習会 開催予定日

対面講習

会場	講習会種別	開催年月日		申込開始予定日	開催場所
東京	初回	令和08年06月25日	終日	令和08年05月01日	危険物保安技術協会 東京都港区虎ノ門4-3-13

eラーニング併用講習<sup>\*1</sup>

会場	講習会種別	開催年月日(対面講習 <sup>*1</sup> )		申込開始予定日	開催場所(対面講習 <sup>*1</sup> )
苫小牧	初回	令和08年10月06日	午前・午後	令和08年08月03日	苫小牧市文化交流センター 苫小牧市本町1-6-1
	再講習	令和08年10月06日	午後	令和08年08月03日	
東京	初回	令和08年06月26日	午前・午後	令和08年05月01日	危険物保安技術協会 東京都港区虎ノ門4-3-13
		令和08年06月29日	午前・午後	令和08年05月01日	
		令和08年12月03日	午前・午後	令和08年10月01日	
		令和08年12月04日	午前・午後	令和08年10月01日	
	再講習	令和08年06月29日	午前・午後	令和08年05月01日	
		令和08年12月04日	午前・午後	令和08年10月01日	
大阪	初回	令和08年09月29日	午前・午後	令和08年07月01日	大阪市立阿倍野防災センター 大阪市阿倍野区阿倍野筋3-13-23 あべのフォルサ内
		令和08年09月30日	午前・午後	令和08年07月01日	
	再講習	令和08年09月29日	午後	令和08年07月01日	
		令和08年09月30日	午前	令和08年07月01日	
倉敷	初回	令和08年11月18日	午前・午後	令和08年09月01日	ライフパーク倉敷 倉敷市民学習センター 倉敷市福田町古新田940
	再講習	令和08年11月18日	午後	令和08年09月01日	
北九州	初回	令和08年07月07日	午前・午後	令和08年05月01日	ウェルとばた 北九州市戸畑区汐井町1-6
		令和08年07月08日	午前・午後	令和08年05月01日	
	再講習	令和08年07月08日	午前・午後	令和08年05月01日	

<sup>\*1</sup> eラーニングによる事前学習と実習を主体とした対面講習を組み合わせた講習会です。

eラーニングの受講期間は対面講習開催年月日の前日から遡って7日前までです。詳しくは講習会の開催案内を参照ください。

単独荷卸しに係る運行管理者等研修会<sup>\*2</sup> 開催予定日

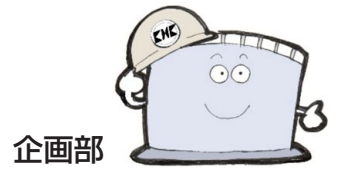
会場	研修会の区別	開催年月日	申込開始予定日	開催場所
東京	運行管理者研修会 初回研修会 (対面)	令和08年06月12日	令和08年05月01日	危険物保安技術協会 東京都港区虎ノ門4-3-13
		令和08年10月07日	令和08年08月03日	
オンライン 受講場所	運行管理者研修会 初回研修会 (オンライン)	令和08年07月03日	令和08年05月01日	ライブ配信
		令和08年08月19日	令和08年06月01日	
		令和08年09月11日	令和08年07月01日	
		令和08年11月04日	令和08年09月01日	
		令和08年12月02日	令和08年10月01日	
		令和09年01月13日	令和08年11月02日	
東京	運行管理者研修会 再研修会 <sup>*3</sup> (対面)	令和08年06月03日	令和08年05月01日	危険物保安技術協会 東京都港区虎ノ門4-3-13
		令和08年09月25日	令和08年07月01日	
オンライン 受講場所	運行管理者研修会 再研修会 <sup>*3</sup> (オンライン)	令和08年07月22日	令和08年05月01日	ライブ配信
		令和08年08月26日	令和08年06月01日	
		令和08年11月18日	令和08年09月01日	
		令和08年12月16日	令和08年10月01日	
		令和09年01月20日	令和08年11月02日	
		令和09年02月03日	令和08年12月01日	

<sup>\*2</sup> 「単独荷卸しに係る運行管理者等研修会」の出前出張研修も従来どおり開催します。

<sup>\*3</sup> 「単独荷卸しに係る運行管理者等研修会」をすでに受講された方を対象に再研修会を開催します。



## 機関誌「Safety&Tomorrow」の発行月が変わりました



企画部

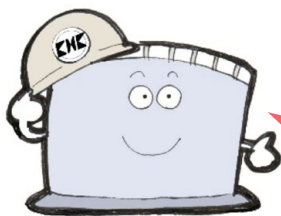
平素よりご愛読いただきありがとうございます。  
機関誌「Safety&Tomorrow」事務局からのお知らせです。

これまで機関誌「Safety&Tomorrow」は、年間6回の隔月（奇数月）に発行しておりましたが、今回号から、年間4回の季刊（3か月ごと）発行に変更となりました。

発行日は、4月、7月、10月、翌年1月の各月下旬を予定しております。  
メール配信につきましても、上記の各発行日に配信いたします。

発行月の変更	
発行月	4月、7月、10月、翌年1月（各月下旬）
いつから	226号（今回号）から
メール配信	各発行日に配信いたします。

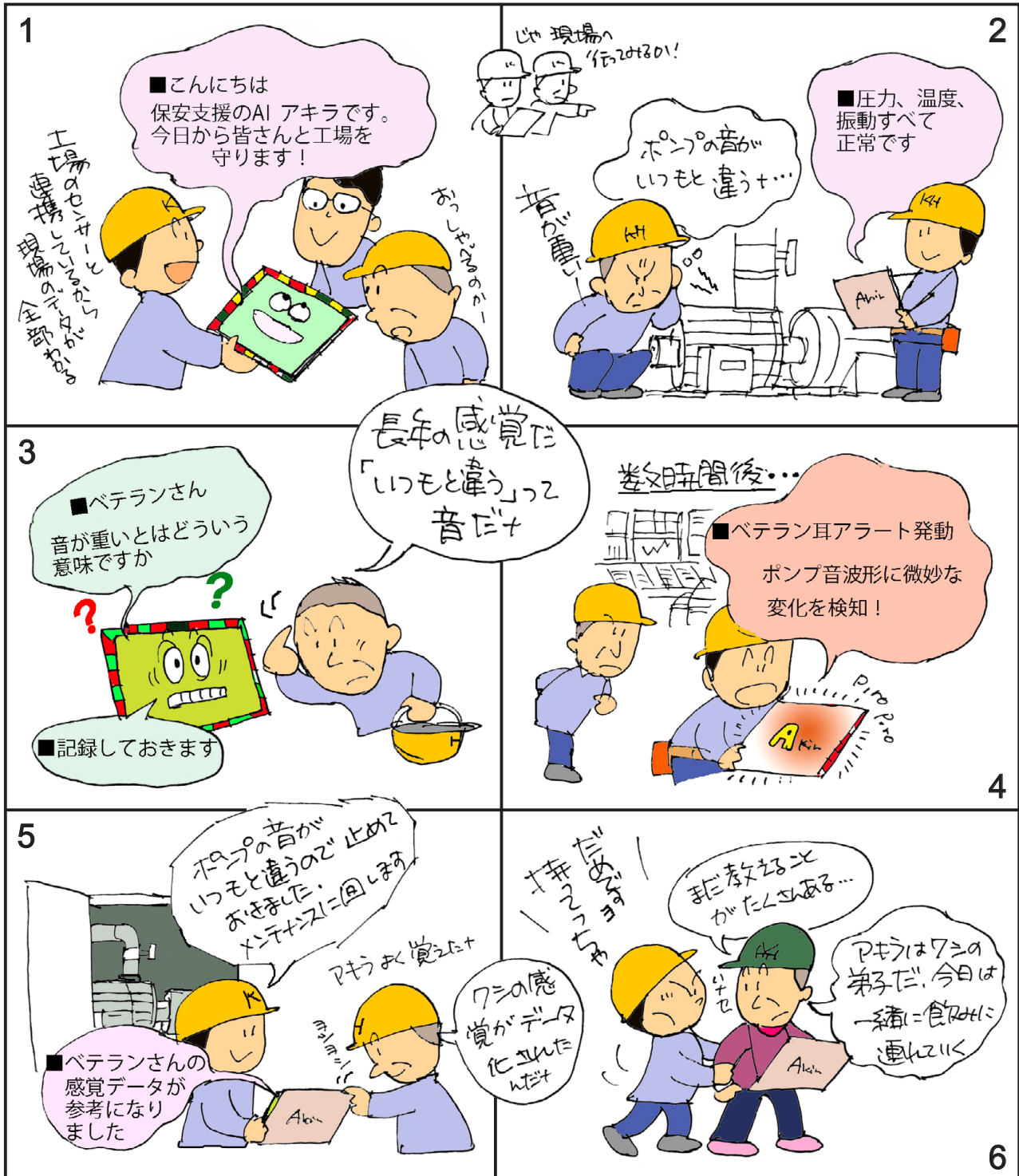
次回号は、7月下旬の発行となります。  
今後も一層、皆様に充実した情報をご提供できるよう努めてまいります。  
引き続きご愛読いただきますよう、よろしくお願いいたします。



**【お問い合わせ先】**

危険物保安技術協会 企画部 企画課  
TEL 03-3436-2356 / FAX 03-3436-2251  
E-mail [kikaku@khk-syoubou.or.jp](mailto:kikaku@khk-syoubou.or.jp)

# AIくん、修行中!



by makiko Kuzukubo

AIも経験も、どちらか一方では不完全。  
人の感覚がデータになるとき、保安は次のステージへ。